

2026 年 3 月 16 日 第 102 回理事会承認

2026(令和 8)年度
一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
事業計画書

2026(令和8)年度一般社団法人地球温暖化防止全国ネット事業計画

1. 基本方針

(1) 背景及び基本的考え方

近年、世界の平均気温は上昇傾向にあり、世界各地で山火事や洪水の被害が起こり、異常気象が顕著になっています。日本でも猛暑や豪雪が農業や水産業などに影響を与え、私たちの身の回りで気候変動の影響が生じています。将来世代への責任を果たすためにも、私たちが思っている以上に、大胆かつ真剣な変革（トランスフォーム）が求められています。

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（以下「全国ネット」という。）は、2002年の地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）による連絡会の発足を経て2010年に設立しました。その後、2011年東日本大震災と原子力発電所事故、2019年新型コロナによる社会の停滞、2020年日本政府によるカーボンニュートラル宣言と、気候変動についての社会的役割と責任がより大きくなる時代と共に歩みを進めてきました。全国ネットの役割も、気候変動の影響と対策について知らない一般市民への普及啓発から、気候変動の影響と対策についての知識はあるが、具体的な行動や政策・ビジネスと結び付けられないあらゆるセクターに対し、行動変容・社会実装を促していくことが求められています。また、近年は脱炭素と経済成長を両立させるGX（グリーントランスフォーメーション）の流れも本格化し、全国ネットに求められる役割は一層大きくなっています。

全国ネットは、2026年3月に新たな中期経営方針を定め、「カーボンニュートラルで未来を拓く」というパーパスを掲げました。全国ネットの強さの源泉は、全国各地で活躍する地域センターの集合体によって構成されている点と、それが地球温暖化対策の推進に関する法律という法体系に位置付けられた官民連携の仕組みである点です。この強みを最大限生かし、柔軟性と積極性をもって、地域脱炭素の実装を基盤としつつ、GXの推進に向けて中央省庁と地域をつなぐ役割を目指します。

(2) 方向性

全国ネットは全国の地域センターと切磋琢磨しながら、これまでに培ってきたノウハウやネットワークを最大限に活用することが必要であり、全国ネットの中間支援機能をさらに強化する必要があります。2026年3月の全国懇談会を経て合意した地域センターと全国ネットの共通ビジョンをもとに、法定業務である全国センターとしての機能充実と体制整備を進め、社員である地域センターと共に事業者や自治体等との連携・協働を進めるとともに、新たなステークホルダーとの連携を発掘することで法人全体のプレゼンスを高めていきます。

(3) 運営方針

全国ネットが2026年度定めた中期経営方針（2026～28）では

- ① 地域脱炭素施策の推進
- ② 独自事業の強化
- ③ 中間支援機能の強化・事務局機能の充実
- ④ 全国規模の組織、業界と連携した事業の展開

という4つの戦略の柱を掲げています。中期経営方針の初年度に当たる本年は、前年度までに積み上げた知見を最大限に活かしつつ、地域の脱炭素社会の構築と活性化へ貢献し、社会実装等を目指した活動を展開します。

全国ネットの運営にあたっては、全国センターの機能充実を図りながら、地域特性に対応した事業展開などにより実質的な温室効果ガス削減のための普及啓発や具体的な取組支援を進めます。具体的には、環境省が実施している国民運動「デコ活」と連携しつつ、地域センターや関連するステークホルダーとの連携により、全国ネットの特徴を活かした各般の事業に取り組みます。さらに地域センターや各地域の活動主体が、それぞれが持っている資源やネットワーク等を活用して、より地域に根ざした活動を行えるよう支援を行います。環境省と緊密な関係を確保しつつ、中期経営方針に基づき、効率化の観点で各事業の見直しをすること等により、健全な財政運営が行えるようにします。

2. 法人の運営管理

(1) 総会の開催

定款の規程に基づき、毎年1回定時社員総会を開催するとともに、理事会が必要と認める時は臨時社員総会を開催し、重要事項について正会員の意見等を伺いつつ所要の手続きを進め、円滑な運営に努めるものとします。

〈定時社員総会開催予定〉2026(令和8)年6月

注：定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催

(2) 理事会の開催

理事会を3か月に1回以上開催し、定款に定められた事項及びその他の重要な業務執行にかかる事項について審議し、全国ネットの円滑な運営に努めることとします。

(3) 地域センターとの対話の場づくり

地域センターの連携強化を図るため、それぞれの課題について個別での意見交換を行うとともに、地域センター間で連携した取組を模索する場を設けます。会議開催の方法や時期、内容等については、地域や課題ごとに調整して決めるものとします。

(4) 全国ネット及び地域センターの中間支援機能の強化

中期経営方針で定めた全国ネットと地域センターの共通ビジョンを中心に、事業連携を強化することにより、中間支援機能の強化を図ります。具体的なテーマとしては、断熱住宅・移動・気候変動教育・政策策定などについて、地域センターや外部の知見を持ち寄り、対話を通じて相互の関係を作りつつ、課題の明確化と対策の具体化を目指します。

(5) その他

組織の強化、地域センター間連携の強化、スタッフの育成を目的としたオンライン交流会・研修を継続して行います。研修はスタッフ間の交流の意味合いを兼ねた双方向性のものとし、研修を通じて信頼関係の基礎を構築することを目的とします。今年度は新たに地域センターの指定元自治体担当者を対象にしたオンライン交流会も開催します。

3. 事業内容

(1) 令和8年度全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等委託業務

全国ネットは、平成22年10月1日付けで地球温暖化対策推進法第39条に基づき環境大臣より全国地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けたことを踏まえ、その責務と役割を果たすため、関連する各事業を円滑かつ的確に行う。

- ① 地球温暖化まなびBOXを活用した気候変動教育の展開
- ② 中間支援機能の強化・再生可能エネルギー等についての調査と研究
- ③ 各種会議等を活用した、地域との連携強化及び調査研究
- ④ 地域センタースタッフ・自治体職員等を対象とした研修
- ⑤ 自治体、民間団体、事業者及び住民等に対する啓発活動、広報活動及び支援
- ⑥ デコ活の推進

(2) 令和8年度「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業等委託業務

- ① 家庭エコ診制度運営事務局業務の実施
- ② うちエコ診断士の資格試験運営事務局業務の実施

(3) 地域における地球温暖化防止活動促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

補助事業者（執行団体）として、地域センターが行う地球温暖化防止活動促進事業の適切な予算執行及びPDCAサイクル実施等の指導助言を行い、円滑な事業の推進を図る。

(4) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等支援委託業務（新規）

補助事業を活用してゾーニングを行う、または過去に完了した、あるいは地域共生型再エネ導入を目指す自治体と連携し、関係部署や住民との意見交換会を企画・実施して、地域脱炭素化促進事業に対する理解づくり・受容条件の整理、さらに地域の課題把握や情報整理、技術支援などを行う。

(5) 自主事業

① 脱炭素チャレンジカップ 2027 の開催

地域センターとの連携を強化し、アワード型から対話・交流型への転換を模索する

② 脱炭素コミュニケーター制度の実施と移動・スマートムーブの推進

山形県センターが先行している仕組みを横展開するための支援

③ ワークショップ・研修の実施（新規）

カーボンニュートラル 2050 やカーボンバジェットゲームを活用した企業等への研修の実施

④ 温暖化防止に関するセミナー、イベント等の開催

社員や会員及び自治体職員向けオンライン交流会などを開催する

(6) 賛助会員・自治体・企業を対象にした研修会等の開催

総会の基調講演や「JCCCAFE」と連携し情報提供や交流機会を設ける

4. 業務運営基盤の整備

(1) 業務の執行

業務の分担や合理化を進め、効率的、効果的な運営を図るとともに、PDCA サイクル等を利用した検証を行うとともに、中期経営方針で示した『自律・自走型事務局』を目指すために、行動指針を定期的に共有し、職員個人の成長と組織の強化を両立させる。

行動指針（事務局用）

① 自らを源として誠実に行動する

② 問いを立てる力をもつ

③ 新しい価値を創造する

また、人材育成に重点を置くとともに、職員のワークライフバランスやジェンダーバランスに配慮し、職員が高いモチベーションで業務に従事できる職場環境を整備する。また、ハラスメント防止や職員の悩みを聞くための相談窓口の周知を徹底し、風通しの良い職場づくりを目指す。

(2) 情報の管理

業務上の情報やマイナンバーなど関係者の個人情報の管理の徹底を図るため、認証機関による認定を目指してハード面、ソフト面の管理体制を整え、運用を徹底する。

(3) 会員の確保等

自主財源の多様な確保に努め、全国ネットの業務運営基盤の整備に資するものとする。

＜参考：地球温暖化対策推進法第 39 条第二項＞

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。
- 六 前各号の事業に附帯する事業